

# 大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761  
携帯電話 090-3961-8578  
E-mail [toukai@oona-mieko.info](mailto:toukai@oona-mieko.info)

## 2025年6・7月分の水道料金が免除されます



目安時期：5/15～7/15 使用分の水道料金

予 算：1億3,000万円

※エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、国が効果的と考える「推奨事業メニュー」に基づき、村が独自に支援策を検討し実施する事業。

向竹瓦地区の世帯分は、日立市との調整が困難であるため、「償還払い」での対応となります。

## 雨水浸水被害軽減強化

## パッケージの推進

近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために継続的に実施。

過去に浸水被害があった地点の測量設計の対象地として、押延地内の被害地も加わりました。

🗣️2025年度に村が行う事業の中からご報告でした。

## 旧動燃の物言う職員を「敵」判定し、差別したことに対する賠償訴訟 — 2審も賠償命令



今年3月25日、原子力機構に賠償命令 東京高裁判決

高速増殖炉「もんじゅ」などを運営する日本原子力研究開発機構（原子力機構）の元職員6人が、日本共産党員やその同調者であるなどと機構側から「敵性判定」され、賃金・昇格差別を受けたとして損害賠償を求めた裁判です。

3月25日、1審に続いて2審でも、原告側の主張を一部認め、同機構に対し、約4,690万円の支払いを命じる判決が下されました。

判決は、提訴のきっかけとなった動燃総務部次長だった故西村成生さん宅で見つかった「西村資料」について、「動燃の業務に関連して作成したもので、信用性があるものと認められる」と認定しました。

原告は1969年から70年代に当時の動力炉・核燃料開発事業団（動燃、後に原子力機構へ組織統合）の茨城県内の事業所に入職した6人です。

同機構は「機構の主張が認められず遺憾。判決内容を精査していく」とコメントしました。

### 判決にある「消滅時効、は道理に反する！！。その問題は何か？」

判決は、旧動燃による差別があったことは認めています。原告らが勤めていた中で「同僚らが昇格しても自分が昇格しないので差別されていると認識していたはず。その頃以降は、賃金差別があるごとにその分の時効が始まる」として、原告らが求めた損害賠償の範囲を小さく限定しているという、人道的に大変問題ある判決でもあります。これは「差別を感じた時に訴訟すべきだった」と裁判所が言い、旧動燃擁護とも取れます。当時証拠となるものがないまま、訴訟できるはずがありません。